

2012 年 8 月 25 日

内閣府宇宙戦略室御中

宇宙政策委員会委員
青木 節子

8月29日は、海外出張中で欠席致しますので、書面にて簡単に意見を申し述べます。

1 宇宙基本法の制定により可能となった宇宙を活用した安全保障の推進を、明確かつ具体的な形で実施する必要があると考える。

(1) 「平成23年度以降に係る防衛政策の大綱」において、各種事態に「迅速かつシームレスに対応するために」、「情報収集・警戒監視・偵察活動」等を怠らず日本の高い防衛の能力を明示することが重要であると指摘され、そのためにも、「情報収集及び情報通信機能の強化等の観点から、宇宙の開発及び利用を推進する。」という決定が記されている(IV 我が国の安全保障の基本方針1(2)(3))。しかし、厳しい財政状況の下では、この目的の遂行には、宇宙技術の汎用利用をいっそう進めることが不可欠である。準天頂衛星を通じた日米協力や同衛星のアジア・オセアニアへの展開、また、一種のアジア衛星監視システムを ASNARO をはじめとする小型リモート・センシング衛星コンステレーションとより大型の各種のリモート・センシング衛星で作り上げることなど、国際協力に基づく段階的な制度設計の方法とその時間軸も具体的に検討し、選択肢も含めた行程表を用意することが必要であると考え。

(2) また、広義の安全保障に現在さまざまな宇宙資産(衛星や輸送系を含む。)がどのように役立てられているか、また、今後どのような可能性があるかについて広く、意見を出し合い検討することが重要と考える。宇宙の産業化・商業利用と広義の安全保障利用の双方向の連携が必要であろうからである。一例として、ウェザーニューズ社が民間企業としては日本で初めて打ち上げる予定の超小型衛星は、北極航路を利用する海運業者向けに航路情報を提供する。宇宙の商業利用としても画期的な一歩であり、また、航路情報の提供は安全保障向上の不可欠の第一歩であろう。近年、北極海域は、気候変動と技術の進展に伴い、新たな航路として、また開発可能な地下資源の宝庫として飛躍的に重要な区域となった。アジアでは中国、韓国は日本より3年早く、2006年に北極評議会(Arctic Council)へのオブザーバー資格を申請し、この地域の開発利用制度構築に発言権を確保しようとしている。同評議会は、北極の資源開発、環境保護についての規範を整備し、国連海洋法条約に従う大陸棚画定、航路航行を確保する最重要の国際フォーラムである。しかし、メンバーは沿岸国5カ国と北欧3カ国に限定されるので、発言権確保のために欧州諸国や日中韓はオブザーバー資格を求めている。北極評議会が2011年に署名した「北極搜索救助条約」履行の道具としても衛星は重要となるであろう。ウェザーニューズ社の衛星のような新しい試みを受け継

いで、締約国に対して準天頂衛星やリモート・センシング衛星を組み合わせた情報を提供する仕組みづくりを推進するような民間と政府機関の協力のありかたを検討することが必要であろう。

北極は一例であるが、日本の衛星ネットワークによるビジネスモデルは、海賊対策、国際平和維持活動の現場などでも利用しうるであろう。また、気候変動の監視の一環としての温暖化効果ガスの排出量測定として、いぶきやしずく等は、クリーン開発メカニズム(CDM)や、CDMを補完するものとして日本が提唱する「二国間オフセット・クレジット制度」の計算のためにも使うことができ、観測結果をビジネスに用いることができる。他国の温暖化効果ガス排出状況を正確に把握することは、今後気候管理が安全保障上、ビジネス上ますます重要となることを考えると、日本として、汎用利用をいっそう進める分野であると考えられる。

2 官民の協力、汎用利用を進めて、包括的に宇宙能力を向上させるためにも可能な限り具体的に官民合わせた投資目標の数値化、達成目標の数値化が必要ではないかと考える。安全保障や商業という利用目的は、優れた研究開発の下支えがあって初めて実現するものなので、官民合計で研究開発をどの程度行うべきか、その際官と民の投資割合をどのように設定すべきかを政府の他の政策とも合致する形で考えることが必要であろう。官民の協力、汎用利用を広く、また深く議論するためにも宇宙活動に関する政府機関の任務・役割と達成について、各省から政治家である政策担当者の総合的見解を伺う機会を各論細部に入る前に得ることができれば、特に横断的な宇宙活動計画(現行宇宙基本計画(25 頁以下)における「各分野における具体的施策の推進」に該当する部分)を検討することに有益であると考ええる。